

第14期第2回かながわ人権政策推進懇話会会議記録

日時：令和元年5月31日（金）13時00分～15時00分

場所：横浜市開港記念会館 1階1号室

【議題】

- 1 テーマ「ともに生きる社会かながわの実現をめざして」⑥
 - (1) 本県のヘイトスピーチ対策について
 - (2) 平成30年度人権啓発イベント実施報告
- 2 その他

【議事録】

(座長)

本懇話会では、「ともに生きる社会かながわの実現をめざして」という大きなテーマのもと、議論を行って参りましたが、事務局からの提案もあり、昨年度の第13期第4回、30年8月からは本県のヘイトスピーチ対策をテーマに議論を行うことになりました。

今回はヘイトスピーチ対策について法的な整理を中心に、憲法学がご専門の榎委員からご説明いただき、委員の皆様方から質疑や意見をいただいたところがございます。本日はまず事務局から、昨年12月以降のヘイトスピーチに係る情勢をご説明いただき、併せて、前回、前々回の懇話会で委員の皆様方から出された主な意見について整理してもらいましたので、それについて説明をお願いいたします。

(事務局より説明)

(座長)

どうもありがとうございます。それでは委員の皆様と意見交換を行いたいと思います。

今回は資料にありましており、大きく分けて、一つは、ヘイトスピーチの禁止条例の制定にかかる問題。2番目は公の施設利用許可に関するガイドラインの問題。3番目にインターネット上の拡散防止策というところが大きなテーマでございました。

これらについて議論をいただきましたが、正直なところ、委員の先生方についてはまだまだ十分な意見を言う時間がなかったというように感じておられると思います。皆様方はそれぞれの人権課題についての専門家でいらっしゃいますので、ヘイトスピーチという一つの人権課題についても、今回は主に法律的な側面に関する話題に傾いたので、十分意見が表明できなかったというような人もいらっしゃると思います。

本日は先ほど事務局から説明があった啓発教育の面についても議論を頂戴したいと思いますし、ご専門の人権課題に置き換えてこの問題をとらえていただいても構いません。

また前回と同様に、法的な側面などについては、事務局や今日ご出席されている榎委員に対するご質問でも構いませんので、この三つの論点についてご議論をお願いしたいと思います。

そこで先ほどの三つの論点があったというふうに説明をいたしましたけれども、差別禁止に係る条例と公の施設利用許可に関するガイドラインについては、両者非常に関連し、同じような問題だと思いますので、まず、表現の自由との関係の両者、第1番目の問題と第2番目の問題についてですね、表現の自由との関係やヘイトスピーチの範囲についての制定や策定上問題になるヘイトスピーチ禁止条例や、公の施設利用許可に関するガイドラインという両者について再度皆様方からご意見をいただきたいと思います。

続きまして、インターネット上の拡散防止策と啓発教育についての問題について移りたいと思います。インターネット上の拡散防止策と啓発教育については、前回の懇話会では、インターネット上の拡散防止策についてご意見を伺う時間が少なかつたようでございます。今回はこの部分についてもご意見を表明していただければありがたいと思います。

また啓発教育については、前々回自由にご議論いただき、資料にありましており、一部の委員の方々からのご意見をいただきましたが、こちらにつきましてもご議論をお願いいたしたいと思います。

そこで先ほど言いましたように、二つ一緒にやりますと議論が複雑になると思いますので、まず第1の差別禁止条例に関わる問題、また公の施設利用の許可に関するガイドラインの分野についてまずご意見をいただければありがたいというふうに思います。

どうぞどなたでも結構でございますから、ご意見ををお願いします。

(長嶋委員)

質問をしたいのですが、リーフレットにはヘイトスピーチは悪いということがいっぱい書いてありますけれど、ヘイトスピーチをする人たちはなぜヘイトスピーチをするのかというのが、分かっていたら教えて欲しいです。自分の意思でやっているのか、誰かに先導されてやっているのか。その辺について分かれば、教えていただきたい。

さらにこのリーフレットでは、Q&Aの3番目のところに、「ヘイトスピーチをなくすために、私たちにできることは？」と書いてありますが、具体的にどうしたらいいかが何も書いていない。私たちと行政がやることやできることをやはり書かないと、悪いことは分かるけど、じゃあどうしたらいいのっていうと、この条文があるから読んでくださいというのでは、解決は難しいんじゃないかというように率直に思いましたので、ヘイトスピーチをする側がどういう思惑でやっているのかを分かっている範囲で教えていただきたい。

(座長)

はい、分かりました。それではまず、この二つのご質問が出ましたので、事務局の方でお分かりになる範囲内でお答えいただければありがたいと思います。なかなか難しい質問かもしれません。

(事務局)

まずお配りいたしました資料につきましては、法務省が編集いたしまして、それを我々が使わせていただいているという状況ではございます。今の、なぜヘイトをするのかというご質問ですが、この気持ちは正直に申し上げまして、今長嶋委員がおっしゃったように、ご自分で確信犯的に思っちゃるのか、あるいは踊らされてらっしゃるのか、両方おありになるのではないかなというふうには感じているところでございます。

やはりそういう意味では、本当にヘイトスピーチを思い込んでいる、それがいかに人を傷つけるかっていうことが理解できていない。そういう軽い気持ちで行ってしまっているということも十分考えられますので、そういう意味でこういった啓発資料を使いまして、いろいろな世代に向けて理解をってもらうような啓発や活動が非常に大事ではないかなと考えて、我々もまず進めているところであります。

それなのでその情報については、両方に響くようにそれぞれの工夫をしながらやっていかなければいけないのではないかな、ということでは考えているところなのですが、「ヘイトスピーチをなくすために、私たちにできることは何でしょうか？」ということで、「理解を深めることが重要ですよ」というところで言い切ってしまうというところは、多分委員からのご疑問のところかと思えます。

まずヘイトスピーチっていうのはどういうもので、それが人権侵害であっていかん人を傷つけていて、というような実態を訴えていくためにいろいろな啓発をして、理解してもらうことを我々として

はやっていきたいなというふうには考えているところです。十分なお答えでないかもしれませんが。

(長嶋委員)

質問がちょっときついかもしれませんが、やはり対象になっている方は非常に辛い思いしているわけですから、3年間啓発して全然変わらない、少しは良くなっているぐらいではやはり問題の解決にはほど遠い。

具体的な事実として、ヘイトをする人間がなんて言ったか、言っていることは分かりますけど、どういう思いでやったかはっきり確かめるべきです。こちらでも思い込みで、自分の意思でやっているのではないとか、洗脳されているのもあるかもしれないというあやふやなことで物事を判断すると非常に危険ですから、やっている人間になぜやっているのか、やっぱり直接聞き取りするとかではっきりと明らかにするということをしなきゃまずいのではないかと私は思っています。

様々な人権侵害の問題でもどんな分野でも、ヘイトスピーチならヘイトスピーチをなくす、要するに条件整備、これをきちっとすると。その条件整備ではきちっと、一般個人がやる問題と、それから行政や何かができる問題を分けて、しっかりとそれに取り組む。これをしないと啓発をいくらやっても、悪いことは悪い、それはそうですね、とずっと言って相変わらず続く。その間ずっと被害を受ける人が痛みを受け続けるというふうになりますから、それを避けるためにも具体的に明確にすると。ヘイトする人間がそうしないような状況をつくり出す、そういういった環境整備、条件整備も必要なので、その辺も考えてもらいたいと思います。

(櫻井委員)

このパンフレットのことが話題に出たので、意見を申し上げたいのですが、私今日初めてこれを拝見したのですけれども、割と他人事っぽいか、本当に深刻な問題が起きているというものを感じられないのですね。

もともとは国の方が作ったってことなので、ご存知ないのかもしれないですけれども、これを作るにあたって、被害を受けている方の話とかをきちんと聞いて作ってらっしゃるのかどうか。

例えばですね、「憎しみや敵意を煽るヘイトスピーチは許されないことだと思うよ。」とか、「その人の心の痛みを想像するということが差別をなくす第一歩かもしれないね。」とか、いかにも軽いといえますか、こういうものはヘイトスピーチが人権を侵害して、被害者たちの心を深く傷つけているってことをきちんともっと断言すべきだと思うのです。

そういうものがないリーフレットというのが、どうしてこういうふうにできているのかというのが、少し疑問に思いましたので、作られた経緯など分かりましたら教えていただければと。

(坂田委員)

それは法務省と全国人権擁護委員会が作っているのですが、作っている人は委員です。人権擁護委員が編集の8割の人で、多分10人ぐらいだったと思うのですけれども、作っていますが、結局その作ったものを法務省が検閲するってことはしてないのですけどね。

検閲していないのですけど、ただ差し支えないものにするとなると、だんだんだんだんぼけてくるっていうのもありまして、でもおっしゃるように、現実にはぼけてきていますよね。ですから、ぼけてきていますが、ヘイトスピーチっていうのは、それに対して啓発することが難しいってことは現実問題としてあることとして、これを出しております。現実には人権擁護委員が行っている人権相談にも、沢山相談が入ってきております。

こういったことに対して、これが完璧ということではなくて、意見が出て必要があるとなれば、これは、法務省も、あるいは神奈川県から法務省に言っただいて、それで出していく。

ただ経緯というか、多分これ1年くらいかけて編集しているのですけども、いずれにしても知らない人ではなくて、委員がその編集に参画してやっているということは事実です。

(鶴田委員)

これに関しての感想ですが、前振りが長すぎて、本質的なことがきちんと伝わらない、そういうパンフレットになっているのではないかなと思います。すごくお金かけてカラーでやっている割には、もったいないなという気がします。

別件で質問なのですが、前回の懇話会の時に、川崎のヘイトの際に、会場を貸す貸さないという問題があり、ガイドラインの言動要件と迷惑要件の二つを満たしていたので、当局は貸した。そしてその結果、騒ぎになって、いろいろごたごたが起きて、インターネットで拡散されたり、ひどいことになったっていうことですが、榎先生が貸すときには、罰則規定がないから、その二つの要件を満たしていれば当局は貸さなければならないというふうにおっしゃったと思うのですね。

それで質問ですが、この東京オリンピックの条例について、参考資料4の8ページの2には二つの制限の要件がありますが、この要件だったら、貸さないことはできるのでしょうか。

これは東京都ですけど、もしこういう内容であるならば、どうだったのかなと。これだったら、貸さないことはできるのでしょうか。榎先生への質問です。

(榎委員)

詳細には分析していないのでちょっと分からないですけども、東京の方の一番の要件はヘイトスピーチが行われる蓋然性が高いことですよ。

ですから、川崎の要件は「不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められ」ればですから、これがだから同じかどうかという問題があるかと思いますが。蓋然性が高いっていうのと、差別的行動が行われる恐れが客観的な事実に対して具体的に認められるというのも、書き方、書きぶりからすると川崎の方が貸したくないという立場の目線に立って言えば、厳しいように映ります。

(鶴田委員)

東京の方がヘイトスピーチの行われる蓋然性が高いって、まさにそうじゃないですか。そのように読み取ってしまうのですが。

(榎委員)

そうですね。あともう一つ、2番目の要件は、川崎では迷惑要件と言われているものだったのですよね。ところが東京の要件には迷惑というものが取れてしまっていて、施設の安全な管理に支障が生じる事態がこれも予測されるにとどまっているので、どのように予測されるかです。そういう危険が、川崎なら客観的な事実を照らして明白な場合というのですけれど、この予測ってというのがどの程度を指しているのかなと。

施設の安全な管理に支障が生じるっていうのは、多分他の利用者に迷惑をかけるということと同じレベルだと思うのですけれども、この事態が予測されるというのと、危険があることが客観的な事実を照らして明白だということには、やはり少し距離があるような気がしています。川崎の方が厳しいようには映るのですが、ただ実際にはどう判断するかって言うのはまだ分からないですね。

(鶴田委員)

川崎の方が厳しいのにそれでも貸してしまって、ああいう事態が起こっているということは、問題ですよ。

(榎委員)

厳しいというか、川崎の方が断りにくいということですね。

(鶴田委員)

ありがとうございました。

(座長)

どうぞ。

(尹委員)

ちょっと漫画に戻ってもいいですか。坂田さんがぼけているとおっしゃっているのですけれど、当事者としては全くぼけてない。

これは、学校とかいろんなところでこれを配られた在日の子どもたちが見たときに、〇〇人の中に自分の民族や国籍を入れるわけでしょう。この漫画ってとってもいい手法だと思うのですけれども、ここに載っているこれ自体がヘイトだと私は思います。

これ自体がヘイトスピーチで、なんでこんなものつくるかなと思う。「〇〇人は海に投げ込め」「〇〇人は日本から出ていけ」「恥を知れ」「殺せ」これを漫画であっても、そこまで出すのだからきちっとしてほしい。

とどの詰まり何かと「お互いの理解を深めよう」。私がなぜヘイトスピーチをしている人のことを理解しなくちゃいけないのか。この場合は何ですか、このお互いってというのは。外国人と日本人のお互いの理解というよりも、この主題に則って、お互いに理解することねって。外国に行ったら私たちもこんなこと言われたら嫌だわ、日本人は、日本人と言われて嫌だわって、「同じ国に暮らしているんだから排除するのではなく、お互いに理解しあうことができたらいいいね」って、どこからこの文脈が出てくるかなって。

人権派のおじいちゃんのお誕生日が漫画に出てきますが、在日の私達が生まれた時、お誕生日を祝うことがどれだけ辛いのか。なんでこんな国に生まれてしまったの。お母さんなんで私産んだのって。私は自分の母にも、何回もそれ言いました。誕生日なんか祝いたくもないようなそれが、今本当に小学校にいる子どもたちの中にも、同じような思いをしている子がいます。それが今の日本の状況なのに、なんだろうこれって。

これは、国が全体を挙げてのヘイトスピーチをやっていると私は感じます。お互いの理解じゃなくて、むしろ日本人が日本の国の歴史の理解をして欲しい。

なぜ在日コリアンがここにいるのか。5世、6世まで外国籍で、本名があって、通称名があって、凶悪事件が起これば、すべてが在日。また在日か、川崎の事件もあれは在日だろうって。

こないだの5月28日の登戸の事件も、ちょうど神奈川県がまた国に対して要望を出されたかもしれない同じ日に起こっているのですよ。その時に直ぐに出たインターネットの情報を皆さんはご存知ですか。川崎だから在日だろう。名前が出てこないのは在日だから隠しているって。

インターネットを開いた時に、主人公のこの子のように、こんなに理解する女の子ばかりではないと思います。誹謗中傷がいっぱい、ヘイトのデマが飛び交っていますから、素直な子であればあるほどみんな信じちゃうのですよ。そういう学校の教室の中でこれが配られて、本当に私たちの居場所がどこに保障されて守られているのですか。

(座長) 他にありますか。はい、どうぞ。

(阿部委員)

参考資料5の国立市の基本条例からするとですね、第3条不当な差別及び暴力の禁止ということで、ヘイトスピーチはあってはならない、ヘイトスピーチは問題だ、止めさせなければならぬというのは、それはいろんな切り口を考えても皆さんとは共有できると思うのです。

大事なことは、相互理解というよりも、差別は駄目なのです、暴力は禁止なのだということをやっぱりきちんと条例を作るなら明記しなければならないということが、やっぱりこの国立の基本条例の方から学ばせていただいたなというふうに思います。

さらに9条では市長は、あるいはこれを県知事というふうに置き換えたならば、平和のまちづくりのために、基本方針を作らなければならないし、それに基づいて推進計画を10条では立てなければならないという形できちんと順を追ってですね、条例として書いてあるわけですけども、このように、なるほど誰が読んでも、共通に理解できるような分かりやすい言葉できちんと提起されているなというふうに思っています。

それから、郵送されてきたかながわグランドデザインというパンフレット。こんな立派できれいなパンフレット、よくできているなというふうに思いましたが、この中に、外国籍県民等も安心して暮らせる地域社会づくりが県の施策として明記されています。「誰もが」と言ったときにずっと昔「誰もが」の中に、障がい者だけではなく、外国籍県民も入りますかって言ったときに、明確に入りますよってというようなご回答がなかったのですが、このグランドデザインの中には、外国籍県民も安心して安心して暮らせる地域づくり、多文化共生を推し進めるのだということは外国籍県民も私たちと共に住民であり隣人であり県民なのだということをきちんと押さえた上で、外国籍県民にこういったヘイトスピーチをすること自体は犯罪であり、禁止しなければならないということをきちんと明記することが、やっぱりこのグランドデザインの中からもね、求められるのだなというふうにつくづく思いました。

(座長)

どうぞ。

(長嶋委員)

国立市の条例がちょっと例に出たので、条例を作る場合はやはり、先ほども言いましたけど事実に基づいて、作らないと折角作ったものが、信用もね、実効性もなくなるのではないかと。

これを読んでちょっとびっくりしましたけれど、僕は同和問題を扱っていますけれど、この国立市の基本条例が今年の4月1日からになっていますが、1ページ目のところに様々な理由がある中に、被差別部落出身というふうに書いてあるのです。

2002年に国が法律を全て終了して、神奈川県も2004年の3月末で法律制度をすべて終了させたと。もう、これはいいということで、同和地区っていう文言はですねそこで解消された。ですから、同和地区はもう存在しません。ですから被差別部落っていうのももうなくなったのです。一般の普通の市民です。ですから出身っていうのもあり得ない。それをこれ、条例に書き込むっていうことは、今現在存在しないものを書くということで、折角ヘイトスピーチなんかをちゃんと正していこうっていう条例が、これだけでちょっと信用性がなくなる。ですからちゃんと事実を基にして、やはり書いてもらわないと。間違うということがありますんで。

ちょっとこれやりますけど、最近長谷川豊さんという人が問題発言をしました。その次、その問題発言は非常に問題ですけども、それを報道した報道機関が被差別部落と現在進行形で報道したのですよ。ですから、報道した機関に全部意見を言いました。ちゃんと事実に基づいて報道してもらいたい。

だからそういうことで、このヘイトの問題もちゃんと事実関係をはっきり掴むことがどうしても大事だと。その上で対策を練らないと、思い込みとか推測でやると大きな間違いになるし、大変なことになるということはおそらく一言。言っておきたいと思います。

(座長)

それでは、どうぞ。

(杉藤委員)

今長嶋委員が言われたことですが、長嶋委員の言われるとおりでと思うのです。正論だと思うのですね。ただ、社会通念として、人間の心に被差別部落とか同和地区とか、また在日の方に対するヘイトスピーチとか、なぜそういうものが消えないのかっていうところが、一番根本的な問題です。

だから具体的に分かりやすく、一般の方たちに説明をきちっとしなきゃいけないのですけれども、その辺のところ、啓発というものの難しさだと思います。

人間がなぜ差別するかっていうのはもう本当に人間の根幹のところ、その辺のところをきちっと解明しないことには、啓発に答えはないと思うのですよ。何をやったら解決するというような答えがないと思うのですが、思いつくことを片っ端からやっていくっていうぐらい、熱意がないことには、差別問題解消しないのですね。

だから、このリーフレットなんかでも、私も学校を回っていますけど、子どもたちにいい口実を与えるかも分からない。尹委員がおっしゃっているのは、現場で仕事されているから、現場の声だと思うのですよ。だから、現場から見たらかけ離れていますよね、これ。私もそう思います。だから子どもたちが差別の口実みたいなものを手にしたように、ある意味ではそういうふう感じられると。

だから、啓発というのは難しいのですよね。何をやったらいいのかっていうのは本当に分からない問題だと思いますけど、いろんなことをやってかなきゃいけない。そのためには、具体的に何が自分たちにできるかっていうことをやっぱりこう考える。本当に私たちもいろんなことをやっていますが、何かやったらいいのかっていうのは、答えは見つからないのですけども、継続して、啓発活動を熱心に、熱意を込めて、あらゆる場所でやっていくってことしか、言いようがないと思いますね。そういうふう感じます。

(尹委員)

当たり前なことなのですが、外国人にも人権があるってことを本当にみんなが認識しなければいけない。かわいそうだから助けてあげるとか、国際的にもオリンピックも近いからだとかそういうレベルでの取り組みじゃなくて、人権意識をもっと高めなければ、この問題は全然変わらない。

法律の専門家の先生がいらっしゃいますけれども、入管法にしたって、外国人を取り締まるための法律ですし、外国人は救済とかいうことがいつも本当にないですよね。

だからこのヘイトスピーチの問題も、これからいろんな法整備がされていく中でも、救済措置をやったりきちっとしてもらわないといけない。

前回も言ったのですが、みんなへとへとなのですよね。くたくたへとへと。ガッツを持ってやっていこうと現場では思っても、その力が出ない。1つ1つの事件、関係のない事件までが在日のせいにされる中で、どうやって救済していくのかということ、本当に県にお願いしたい。本当に国にお願いしたい。私たち外国人にも人権をとということをお願いしたい。

(座長)

先ほど二つに問題点を分けて議論してもらおうと思いましたが、すでに啓発の問題も触れており、インターネットの問題も出されましたので、これからは先ほどの二つの論点を取り扱って、どうぞ自由で議論いただければと思います。はい、どうぞ。

(長嶋委員)

各県や都の責任をもう少しちゃんと果たしてもらいたい。というのは、例えばオリンピックでこうやって条例を作って、これにはいいこと書いてありますけれども、実際オリンピックに参加して運動する人は、7月8月でしょ、この暑い時期にやる、それ自体がもう人権侵害じゃないかと。ですから、その前の春、あるいは9月にやることにして、本当に気持ちよくできるようにするのが、アスリートの

人権が大切なら当たり前だと思う。今からでも、それを直さなきゃいけないと思う。そういうふうにしてもらいたい。

それから、国の方でも、今人権問題で、従軍慰安婦の問題とか徴用工問題などが出ていますよね。日韓の協定で全部決まったから云々じゃなくて、一人一人の人権は国と国が決めたからってそれで規制されるものではないですよ。ですからその辺も韓国の被害を受けた人の話をよく聞いて、その人の人権を守るっていうことをやらないといけないと思う。

更には神奈川県のとこではどうなのですか、朝鮮の高等学校の補助金をやめちゃって、それから再開しないのですか。そういうことを具体的にね、高校生には何も非がないのに、そういうのを平気でやると。そういうふうに言っていることはいいことだけど、やっていることがひどいことばかりというのを行政がやると、やはりまずいじゃないかと思います。我々市民もできることがありますけど、行政はきちんとその辺の責任を持つことをしてもらわないといけないと思うのです。その辺りについて県の方でどう思っているかを答えてほしい。

(座長)

只今の長嶋さんのご質問について、県として。

(事務局)

オリンピックところはお答えできません。

それから従軍慰安婦の問題と補助金の問題もありましたけれども、今私の方で明快にお答えできる立場にございませんので、ここではお答えできないです。

(鶴田委員)

県の補助金、朝鮮学校への補助金をやめたことについては、人権担当としてどのようにお考えですかという質問ですよ。

(事務局)

ご質問の趣旨としてはよく分かるのですが、今これは私学振興課というセクションで扱っている問題なのです。私の立場でこれについてお答えするという立場にはないということです。

(鶴田委員)

人権担当として意見を言うということもできないのでしょうか。補助金担当のところに、人権の観点からおかしいじゃないのという意見を言えないのですか。

(事務局)

そこも含めてですね、人権という視点でいけば、すごく広くていろんな切り口があると思うのです。この補助金の問題は、非常に難しい問題を抱えています。補助金については、人権の切り口としても、私の方から今この場でお答えをするというのは差し控えさせていただきたい。

(櫻井委員)

今の補助金の問題は非常に残念で、実は前回も私ちょっと発言したと思うのですが、この資料4の意見の要約にもそれは載せていただけていません。折角こういう機会を設けていただいているのに、前回もその補助金の扱いがおかしいじゃないですかという意見を申し上げて、それを県の中でどういうふうに取り扱っていただいたのか、そこを聞かせていただきたいです。意見を申し上げてそれが何も反映されないのであれば、この会を開く意味がなくなってしまうと思います。どういうふうに取り扱っていただいたのかご説明いただければと思います。

(事務局)

今回の懇話会では、ヘイトスピーチ対策という中で今までいただいた意見をそれぞれ整理いたしまして、幹部にも報告等は必要に応じてさせていただいているところです。

今の朝鮮学校の補助金の問題につきましては、別に担当のセクションがございまして、そちらでの検討の中で対応しているところですので、そういった意味で、こちらでの対応についての見解が述べられないということでの話をさせていただいたところです。

ご意見を承っているところですが、それについてどういう対応していくかというのは我々の方で今後の検討にさせていただきたいと思っています。

(阿部委員)

県の方の取り組みとして、参考資料1と3の方に国に対して実効性ある法律を見直してくれという意見を述べているっていうことは、それでそれですごく必要なことだと思いますし、ぜひそれは、年に1回じゃなくて、毎月にもやって欲しいなど。年に1回、ごまかしの程度で意見を言うのではなくてガンガン言って欲しいですね。

じゃあ他に、神奈川県は汗をかいて何をやるのかっていうことが求められると思うのですね。神奈川県でヘイトスピーチの問題について、今の段階から何が可能なのかということから言うと、ここに書いてあるようにある意味で啓発は一生懸命やりますと、とにかくいろんな機会を使って、啓発はそれがどれだけ有効かはまた別としましても、取り組んでおられる。

ただ条例で禁止まではできないのかどうか。だから県の方向を聞かせていただきたいのは、公的施設を、いくつかの自治体、川崎もやっている、東京都もやっているというようなことを横に見ながら、神奈川はこれだったらやれそうなのかっていう判断なり方向づけというのはどれぐらい考えておられるのか。

というのは、何回もヘイトスピーチを議題としたこの間、懇話会を開いておりますけれども、やるべきだと、何らかの規制はしなきゃいけないし対策を取らなきゃいけないっていうのは、皆さんからはほぼ共通で出ているにもかかわらず、できない方向を向いて県は向いているのか、やれることを何とかやっていこうという方向を向いているのか、方向が見えないのですね。

それから前も言ったけども、こんな回数でやれることはある意味で具体化できるのかどうか。やれることを一生懸命やろうとしたらもっと回数を多くして、開かなければいけないではないかというふうに思っていますが、県はどちらの方向を向いているのでしょうか。

(事務局)

ヘイトスピーチ対策について、ご意見をいただきながら、できるところを速やかにというようなことでご説明申し上げてきました。一番ご意見を頂戴している条例の問題、ガイドラインの問題、いわゆるヘイトスピーチの事前の規制あるいは事後の規制については、いろいろとご意見、進めるべきだというご意見もあれば憲法上の問題、現行法との問題、そういった状況、課題もありますので、ある意味、行政側としては慎重な検討が必要だということで、3回にわたってご意見を頂戴しているところですので、いただきましたご意見を元に県として、どこまでやるのかどういうふうに進めるのかについて検討いたしまして、それをまたご報告を申し上げたいと考えています。啓発については、そういったような検討ではなくまずは動くということでの実施の方法についてはこういうことをやりましたっていうふうに申し上げたところです。やはり他の自治体の状況についても勉強はしているところですが、やはり法律的な問題、クリアしなきゃいけない部分っていうのもございますので、そのところは慎重な検討ということでお時間を頂戴している状況でございます。

(座長)

阿部委員のご質問というのは、ヘイトスピーチなどの条例とかガイドラインをどのように作ったらいいのか、中には作ることはできないのだというご意見もあるかもしれませんが、そういう内容をこの懇話会でまとめて、それを県の方で受けとめてもらうということだろうと思うのですが、そのための懇話会じゃないのかなど。何をやるべきかという中身をここで議論をして出していくということが、我々の、この懇話会のミッションだろうというふうに思います。

(榎委員)

よろしいですか。先ほど阿部委員から、ヘイトスピーチ対策として、要するに啓発とか教育面だけではなくて、条例を使って、いわゆる禁止というものを盛り込めないかという意見がありました。

確かにヘイトスピーチをなくすという点からすると、禁止のための規制や条例というのはある種魅力的なところがあるのですが、前回の懇話会の際にご説明しましたように、仮に作るとしてもかなりいろいろと検討しなければいけない点があるので、それは最終的に作る場合でも、やはりそういった論点をきちんと踏まえた上でしないといけないと思うのですね。

特に罰則をつけるようなものまで考えると、それはさらにかなりハードルが高くなります。だから罰則つきの、そのようなヘイトスピーチに特化した条例っていうのは、結構ハードルが高いように思うのですね。そうであるならば、例えば、前回、座長のご紹介があって、本日参考資料5が添付されています。これはやはり人権政策の一つのあり方だと思うのです。いわゆる人権全般、差別全般に対処する行政指導であるとか相談体制みたいなものを、こういう形で作るという道もあるのではないかと。

だからヘイトスピーチに対応しようっていうことももちろんあるのですが、仮にそれが大事だとしても特化するものに限る必要はないのではないかと少し思いますというのが私の意見です。

(座長)

資料5というのは国立の条例の方ですね。それは私が最初から関わっています。

5年くらい前から関わっておりましたが、そこではまず、この条例では、基本的な理念をまず固めて、そして国立市の場合はこれを作るにあたっては市民が参加をした、市議会の議員さんが参加をして、それで議論を重ねてきたのですね。そういうことの積み上げの結果、この条例ができた。

市民集会も5、6回以上は開いていて、市長も出られたというようなことで積み重なってできたものだろうと思います。

あとは、これはあくまで理念法なので、理念的なことを主に扱っていて、次の段階として、実際の人権の問題の局面における具体的な施策については、今後審議会や市議会の方でさらに議論を詰めていかれます。審議会や市議会の議論では、今榎先生がおっしゃったように憲法上の問題等が出てくるので、まずは土壌づくりというところを狙いとされていました。

他にどうぞ。

(政金委員)

私も榎委員がおっしゃったように、条例をつくれたらいいなっていうのはすごく思っているのです。

私は前回欠席をさせていただいたのですが、その前の時には皆さんから、やはり条例をなんで作れないのだと、その方向性で議論すべきだろうというようなご意見が多かったと思っています。そういう中で条例作るにはやはりハードルが高いのだろうっていうのはおっしゃるとおりだと思います。

ただそれに近づけていくために、この第14期がいつまで続くのか分かりませんが、何らかの成果物っていうのですか、今はヘイトスピーチ対策としてチラシ等々の啓発事業を行っているのですが、条例は難しいのであればその間にガイドライン的なものは何かつくれないのかとか、みんなの中で共通理解ができるようなものは何かつくれないのかというふうには思いました。

それをベースに次にまた議論をして、最終的に条例に繋がっていけばいいのではないかなというふうに考えます。

(櫻井委員)

少し教えていただきたいのですが、私もヘイトスピーチを規制できる、規制するような条例ができればいいなと思うのですが、なかなか難しい問題もあるので、積み重ねていくことが大事かなと思っています。

まずは座長がおっしゃったような理念法、今日参考資料5でいただいたような、理念の条例をまず第1のステップとしてつくれたらいいなと思うのですが、それについての障害としては、どういうことがあるのでしょうか。

(座長)

国立市の場合は、今から5年ほど前ですが、私が市議会議員の方が全員集まったところで、こういうものが必要じゃないかということで問題提起をしました。

確かに一部からは、罰則を入れて規制すべきじゃないかという強い意見も出たけれども、それをやると結局今の憲法や法律との問題があるので、将来の次のステップにするということで切り分けまして、それならという形でまとまってきたという経緯があります。

それとやはり一番大きかったのは、市長のリーダーシップだと思うのです。現在の永見市長も非常に熱心だし、前市長は途中病気で亡くなりましたけど、非常に熱心に取り組まれたというふうに思います。その市長が私のところへいらっしゃって、どうしたらいいのかというご相談を受けて、5年前ぐらいから取り組んできたわけです。

(櫻井委員)

もっと厳しい条例を作るべきじゃないかという側からの意見があったっていうのは分かったのですが、作るべきじゃないといったような意見とかも出てきたのですか。

(座長)

それは国立市の市民の方からは、ほとんど聞かなかったです。作るべきじゃないという意見は、市議会は全員賛成でしたので、反対意見は全くなかったですね。途中それだけの議論を重ねてきて、私も市民の集会に出てお話をしたりしましたが、反対意見というか、消極論はあんまりありませんでした。そういった意見も出るのではないかなと思ってはいたのですが、それでも。

(櫻井委員)

そうすると神奈川県でもできそうですね。

(座長)

私は神奈川県について言えば、実は平成6年くらいに全国に先駆けて、県が人権施策推進指針というものを作られた。これは大変立派なもので、多分他の県にはないですね。

それから、私の記憶だと平成の初めの頃に、僕は接したのは平成6年ですが、その時に人権担当の部長の人を置かれたのです。これは全国で初めてなのですね。そして、人権について幅広くやろうという県知事の指針も全国に先駆けて発令されました。

私の理解では、問題がそれだけあるからとは思いますが、そういう意味では、神奈川県というのは人権を大切にしていこうとしていて、それで全国で先駆けて人権指針というものを作られた。

その内容は大変立派で、子どもの問題、外国人の問題、高齢者の問題と、分野ごとに分けて、問題をあげている。それが後の法務省の国全体の人権計画策定でも非常に参考になったと思います。

(岩船委員)

私は前回から出ささせていただいて、皆さんの議論になかなかついていけないところもあるのですが、県はいろいろ難しい課題はあるにしても、やはり何らかの形で条例なり、ガイドラインなりを作る方向で進めていただきたいという意見です。

あとこれは別の話になってしまうのですが、質問です。最初の方の議論で、本当にこういうものを作るって難しいと思うのですが、実際、県の方のご報告でいろいろ啓発のための教材をお作りになっていらっしゃる。それ自体を見ないとちょっと何とも言えないのですが、それはどういう考え方でどういうものを作っていらっしゃるのかというのを教えていただけたらと思います。

例えば高校向けだとか、小中学校、社会教育といった対象別に作っていらっしゃるものが、実際ののくらい活用されて、現場でどのように使っていて、それに対する効果測定というか、どういうふうに評価されているのでしょうか。

(事務局(教育局行政課))

教育委員会からお答えします。まず指導資料はどのようなものを作っているのかということ、前回の改定が、平成27年28年だったので、実は法律に伴った反映が全くなされてない状況でした。3年ごとに、高校のものや小中学校のものを作っている状況で、今回はこの高校のものにその法律を実際に中に入れてヘイトスピーチについて触れた状況になっております。その中で、外国に繋がる子どもたちが本名を名乗れないで学校にいる状況がおかしいということや、各自が持っている文化とかそういったものをみんなに広げることができるようなそういった社会が大切だということをその資料の中に入れ、それを今回県立学校に配布した状況です。

今年度、小中学校のワークシート集の改定でございますので、ヘイトスピーチの部分を入れながら、小中学校向けにどういうふうにしたらいいのか、検討している最中です。まだ実は高校のワークシート集はヘイトスピーチが入ったものが作ったばかりなので、その効果測定というのは今後になっていくのですが、今までワークシート集について人権に関わるものについてどのように行ったかは、高校教育課程調査の中に質問を入れて取っているという状況です。ただ、最近の状況で、人権教育の冊子が全部の学校で使っているということはなかなか難しい状況で、3分の1から半分の程度で、その年に活用できた報告を受けている状況です。

(岩船委員)

もう一ついいですか。作っていらっしゃるということですが、どういう方が関わってどういうやり方で作っていらっしゃるのか。

(事務局(教育局行政課))

学校教育関係の指導主事が入ったり、あるいは学校の先生が編集の段階で材料を持ち合いながら、ヘイトスピーチに限らず、他の子どもの人権、女性の人権、障がい者の人権ほか、11の人権課題を、その冊子の中に載るような姿勢で材料を集めながら、作っている状況でございます。

(岩船委員)

その教材は見せていただくことできるのですか。

(事務局(教育局行政課))

今ホームページに「神奈川 人権教育」と打って検索していただくとPDF版が載っておりますので、それを自由に印刷していただいて、見られるような状況になっております。

(長嶋委員)

インターネットと啓発についてですが、今日持ってきた神権連の資料を封筒に入れて配布していま

す。

それはちょっと今日役に立つと思いませんでしたけれども、ちょっと役に立つかなと思まして持ってきましたが、資料提供の2の資料集の5番目です。インターネット上での匿名の書き込みで二つほど事例が載っていました。インターネット上に匿名で書き込めば分からないだろうとやっても、それは無駄だと。必ず分かって特定される、追求されると。この事例を二つほど置いたのです。

一つはですね、匿名で分からないだろうと在日コリアン中学生をブログで誹謗中傷、ヘイトスピーチの書き込みした大分市の66歳の男性。外国の報道では実名が分かっています。侮辱罪に問われ、川崎簡易裁判所で2018年12月20日に罰金命令を受けたと。匿名のヘイトでも逃げられないということが判明して、この人は観念をしたと。

もう一つ事例の2でありますけども、これは肖像権の侵害だとして、2015年に起きた問題ですけれども、結局これもプロバイダーに対してデマ写真の投稿者の情報開示を求めて新潟地裁に提訴して、新潟地裁はちゃんと開示しろという形で、分かったと。この場合は示談になりましたけれども、こういうふうにしていくら匿名でヘイトをしても、匿名だから分からないだろうと思ってもね、もう分かる。そういうに時期になってきたと。

だから匿名でやっても無駄だっていうことを知らしめる、ちゃんと知ってもらおうといったように県の方でも啓発をしたらどうか。ただ駄目だ駄目だではなくて、やったらこうやって分かりますよということ、やる人間に対しても知らしめることで、ちゃんと予防するということが少しはできるのではないかと思うので、それも少し検討してもらいたいと思います。

(杉藤委員)

県に要望しておきたいのですが、先ほど座長さんがお話されました、この懇話会の経緯についてですけど、懇話会が作られたのは長洲知事の時ですが、神奈川県の人権懇話会というのは、確か全国で一番早かったのじゃないかと。当時法務省の外郭団体で人権啓発センターというのができまして、この団体の啓発誌のアイユというものの第1号に、長洲知事の人権の対談が出ているぐらいですから、すごく歴史があるのですよ。歴史があるだけにいろんなことを人権担当として庁内でどんどん発言をして欲しい。

先ほどの朝鮮学校問題一つ聞いていても、人権担当としての意見も言えないというのはよく分かりますけどね、よく分かるけれども、それぐらいのことは堂々と内向きに発言をしていけるような体質を作ってもらいたいと思います。これはもう要望です。

(座長)

今の杉藤さんの意見からいえば、例えば、諸外国、ヨーロッパやオセアニア、オーストラリア、ニュージーランドには、人権調査会とか人権委員会というのを設けられていて、それが法律を作るとか予算を作るときに、人権の観点から、これはだめですよと言う。

これはもちろん法律がバックにありますから、強力な意見を、いわば日本では公取のような感じで意見を言えます。これはパリ原則というものがあって、そこでは必ずそういうものを設けなくちゃいけないというふうに規定されているのですけども、日本はまだそういうふうになってきていない。できれば県でもそういう役割を果たせるようなセクションがあればと思うのですけれども。

他にご意見があれば。どうぞ。

(鶴田委員)

何年前かに坂田委員からだったと思うのですけど、この人権懇話会で話されたことがどれだけ当局に伝わっているのか、もっとちゃんと伝えて欲しいって確かおっしゃっていただきましたよね。

つたない内容もあるかもしれませんが、ぜひ私たちが話しあったことをちゃんと伝えて欲しいと思います。

(座長)

今回の場合特に我々は知事の方から議会の答弁を受けて、諮問という形に近いような形で行っています。今までと違って、きっと尊重していただけるだろうというふうに思います。

(尹委員)

少し話があるのですが、神奈川県が一生懸命やってくださっていることは本当に勇気をもらっているのですけれども、先ほどの教育局のお話を聞いても、「子どもたちが出自を隠さず」とか「多文化共生」だとか「自分の文化を大事にしましょう」というリーフレットを挟んでということがさっきの話にありましたけども、同じ高校生、同じ年代の子たちが朝鮮学校に通います。

私はずっと日本学校しか行っていませんのでけれども、もし朝鮮学校が自分の近くにあったら、自分の文化がそこで習えるのだな、言葉も習えるのだな、歴史も習えるのだなって。川崎にも横浜にもあるのですが、なかなか今朝鮮学校は難しい状況です。ものすごくお金がかかるのですね。補助金がないし、給食とかもないから保護者はお弁当を作らなくちゃいけない。

いろんな立場が皆さんあると思うのですが、教育局の方は教育の立場で考えて、子どもたちにはそうやって啓発活動をするのであればこそ、ぜひ私学振興課の方たちにも、教育局として何か少し進言していただければ心強いかなと思います。

民族学校があって、なんでいけないのですか。なんで朝鮮学校ができたのかとか、先ほどのヘイトの問題もそうですが、歴史があるのです。

皆さんは考えてくださっていると思いますが、外国人のことは「他人ごと」ではなく、日本人のことで、日本社会のことで、「自分ごと」として、人権や平和をみんなで考えていけば、多文化共生社会を実現する礎になるのではないかと思います。

子どもたちに対して、大人としての責任を持って取り組んで行きましょう。

(櫻井委員)

今のお話を聞いていて、本当にそう思うのですが、例えばこういうリーフレットとかにその歴史ですよ、朝鮮半島を併合した経緯とかもちゃんと書くべきだと思うのです。そういうものを書かずに今の現象だけとらえても、意味はないと思うのです。本当に最低限の知識だと思うので、リーフレットとかは、そこをきちんと踏まえたものを作っていただきたいと思います。

(阿部委員)

先ほどから何人かの方から朝鮮学校に対する補助金の問題について質問や意見が出ていると思うのですね。新聞等で見ると、なんか朝鮮学校が悪いから補助金を出さないのだからという書きぶりになっているように受けとめられるのです。何が悪いのか。あるいは子どもたちに何の問題があるのか。

子どもの人権条約に照らし合わせてみて、外国籍の子どもたちが民族学校をつくってそこに通うというときに、日本なり神奈川県が補助金をその学校にだけ出さないということになんの根拠があるのかということが、はっきり言えばいまいち分からない。

子どもの権利条約から言えば、子どもたちの教育の機会均等を含めてですね、きちんと補助金なら補助金を従来と同じように出すべきだというふうな考えの方が多いのではないかと思います。県は何を問題にしているのかというところを、もっと分かりやすく教えていただけたらと思うのです。もし根拠がないなら出すべきです。

ですから、次回この会議があるときには、少なくとも教育委員会なりあるいは担当部局に対して人権担当は権限をもっと持ってどんどんどんチェックをすべきだし、県の全施策に網をかけてですね、人権の視点から改善したり、あるいは訂正したりするっていうことはやるべきだと思うのですね。

そこが人権の役割だと思うのです。

県の人権を守る大変重要な位置にいらっしゃるわけですから、朝鮮学校に対する補助金はなぜ出さないのかということ非常に分かりやすく説明していただきたい。子どもたちに何か問題があるのか、国籍が違うということに問題があるのかということを中心にきちんと調べて、私たちに教えていただきたいなと思います。今の意見について事務局で検討していただきたいと思います。

(坂田委員)

今日ここに資料5として平成30年度人権啓発事業の実施報告というのがあるのですが、先ほど杉藤さんがおっしゃった啓発というのは、なかなか数字にあがってこない。明日私も桜木町の駅前で啓発活動をやるのですが、なかなか数字にあがってこない、受け取る人が少ないというのは現状なのです。

私はいつも申し上げて、なかなか申し上げたような話がないのだけれども、神奈川県が県立高校あるいは小中学校でどんな人権教育をしているかについて、しっかりとした説明をこの人権懇話会でしたことが1回もないし、その報告をしたこともないのですね。

今日傍聴に県会議員の皆様が大勢お見えになっているから、いい議論を聞いていただいていると思います。私も座長に県会議長と議長室で面会したらどうですかという話をしたのだけれど、なかなかやっぱそれは実現しません。

実際にやはり先程おっしゃったように、人権というものを神奈川県としてどういうふう考えているかというものを、しっかり明確にというか、こんなの明確も何もないですよ、明確なのですけれども。神奈川県の人権指針というものは出ていて、読めば分かるのですけれども、しかしそれはなかなか県民のところまで届かないのですよ。

そういうことに対して、一般的なこともそうだけれど、今非常に効果があると言われているのは、杉藤さんは毎日毎日やられているけれど、県下の小中学校あるいは高等学校に行かれて、その子どもたちに対して、研修というか人権教育を、お話をされている。私も横浜市内で結構やっているけどね。

しかし時々こう考える。子どもにやっているのはいいのだけれど、先生方は全然認識していないのではないかと思うときがあるのですよ。この資料によると神奈川県下のその人権教育をやっている人たちの研修というものはあるけれど、こういうふうなものに対して、やっていることはやっているだろうけれど、そういうものについて研修に参加した人たちの意見ぐらいは聞いてきてもらってね、それでどういうことをして欲しいかということ聞かなければ次のステップにいかないから、そういうことをやっぱ是非ともやっていただきたいというふうに思います。

さっきから冊子の話が出ているけれど、これは委員といっても、弁護士も委員ですからね。弁護士さんもいらっしゃるのだけれど、なかなか啓発というのは一気に進まない。多分これに出たのは初めてですけれども、ヘイトスピーチだけじゃなくてね、結局、差別や偏見というものから始まっていますから、そういうことに対して、学校でどういうふうなことをやっているかということがまず1番目に見えるところですよ。

事実かは分かりませんが、県立高校の先生とか中学校の先生とかが人権的な発言をするということを前提に、私一つ一つチェックしているわけじゃないのだけれども、でも見ているとそうですね、ありますよね。だからそういうふうなことを、やっぱ一つの行政として、私たち意見として出しているわけですから、地域行政としてしっかりどういうふうにしていったら、県として浸透していくのかということ、是非ともどうやったらいいのかということを進めていただきたいというふうに思う。これはヘイトスピーチに限らずすべてですから、やはりそういうところの意識がないと、ヘイトスピーチを始め、すべてなくなりません。なくなるってことはなかなか難しいけれど、少なくなる。そういうところを是非ともやっていただきたいと思います。

はっきり言って、この人権政策推進懇話会も以前からずっと比べると相当いろんな意見が出るようになりました。座長も相当努力されていると思いますけどね。そういう点ではやっぱこれから出た

意見一つ一つを議会じゃないから、一つの意見に対して答弁をすとか何とかっていう場でないのであれなのですけれど、出た意見に関して、その意見についてこういうふうな調査した結果こうなのですよということくらいの事は是非ともやっていただきたいと思います。

(座長)

どうもありがとうございます。教育啓発はなかなか息の長い問題ですけど、私は教育というのは、根気よくやれば効果があるなど最近実感しまして。

東京の八王子市で精神障がい者の就労施設を作る活動に関与していたのですけれども、これが5月18日に開所したのです。精神障がい者、特に重い精神障がいを有する方が集れるという施設で、八王子にオープンしました。土地も地元の人が提供してくれて、企業も住民もみんなボランティアで応援をしてくれた。八王子市長も、財政面も応援してくれましたし、5月18日は挨拶をされていました。例えば東京の青山で児童関係施設一つ作るのにあれだけ反対を受けるのと逆なのです。

精神障がい者の人が集えるような場を、まさにソーシャルインクルージョンを実現するための施設としてオープンしたのですけれども、住民の方々にも理解をしてもらうという努力をすればこんなに効果があるのだなというふうな実感をしました。単に口だけでどれだけ言ってもなかなか効果が乏しいので、行動が伴えばうまくいくのじゃないかなと。私がしゃべりすぎて若干長くなりました。申し訳ございません。

今日はいろんな沢山のご意見が出ました。また今日、残念ながらご都合によって欠席された先生方も今回大変多かったもので、そういう方々のご意見もあろうかと思えます。そこで今日を出されましたご意見を事務局の方でまとめていただきまして、どのような方法ができるかですね、それをたたき台として、次回の懇談会に示していただきたいと。そしてそれに基づいて、今日ご欠席の先生方のご意見を入れて検討させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。それでよろしゅうございますか。

それでは次に1点、事務局から報告事項がありますので、説明をお願いいたします。

(事務局による説明)

(座長)

どうもありがとうございます。ただいまのご報告について何かご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようでございますので、今日、非常に色々なご意見、また忌憚のないご意見をいただきました。ありがとうございます。

最後に事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

(事務局)

本日は多くの貴重なご意見いただきまして、本当にありがとうございます。

次回の開催予定につきましては、また事務局の方から照会をさせていただきたいと思えますので、その節はご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(座長)

どうもお疲れ様でした。